

# 東久留米市第2次特別支援教育推進計画



湧水の妖精

るるめちゃん

「東久留米市地域資源PRキャラクター」

令和4年2月

東久留米市教育委員会



## はじめに

東久留米市教育委員会では、「東久留米市教育委員会教育目標」及び「東久留米市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」、「東久留米市教育振興基本計画」に基づき、平成27年10月に「東久留米市特別支援教育推進計画」を策定し、今後の本市の特別支援教育の方向性を明らかにし、特別支援教育の充実に向けた具体的な取組を実施してまいりました。

「東久留米市第2次教育振興基本計画」（平成31年1月策定）では、「Ⅲ 信頼される教育の確立」の中で、特別支援教育の充実を基本施策の一つとし、「一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな教育を推進するため、障害のある児童・生徒をはじめ、外国につながる児童・生徒など、支援を必要とするすべての子供へ適切な対応を行う体制の整備を進めます。」と記しています。

この間、国において、平成28年度に障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正などがあり、東京都においても、平成27年度東京都発達障害教育推進計画を策定し、平成28年度には、平成16年度以来の東京都特別支援教育推進計画について次期計画を策定、本市においても平成31年度より市立小・中学校全校に特別支援教室を開設するなど、特別支援教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

特別支援教育を充実させていくことは、まさに子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことそのものです。特別支援教育を充実させていくことで、障害のある児童・生徒にも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある児童・生徒にも、更には全ての児童・生徒にとっても、「共生社会の実現」に向けた教育環境を一層充実させることができます。

本計画は、平成27年「東久留米市特別支援教育推進計画」の策定から、前述した特別支援教育に関わる内外の動向を踏まえて、今後3年間で東久留米市の特別支援教育を更に推進するため、取り組むべき施策を示したものです。

本計画の推進により、本計画の基本理念である「共生社会の実現」がなされるよう、教育行政や学校関係者のみならず、児童・生徒及び保護者の皆様、広く市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年2月

東久留米市教育委員会



## 目 次

### はじめに

第一部 東久留米市特別支援教育推進計画のこれまでの取組	1
第1章 特別支援教育推進の背景	2
1 国、東京都の動向	2
2 東久留米市における特別支援教育の現状	3
第2章 これまでの東久留米市における取組	6
1 東久留米市特別支援教育推進計画に基づく取組内容	6
2 特別支援学級の児童・生徒の保護者アンケート結果より	9
3 東久留米市における特別支援教育の課題	23
第二部 東久留米市第2次特別支援教育推進計画の基本的な考え方	25
第1章 推進計画の基本的な考え方	26
1 計画の期間と位置付け	26
2 東久留米市の役割	27
3 計画の基本理念及び指針	28
第2章 推進計画に基づく取組	29
【指針1】 教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援体制の充実	29
○ 総合的な相談・支援体制の充実	29
○ 関係機関との連携・支援体制の充実	30
○ 幼保小中の連携	31
【指針2】 一人一人の子どもの特性に応じた質の高い教育活動の推進	32
○ 教員の指導力向上に向けた取り組みの推進	32
○ 特別支援教育の質の向上を図る体制の充実	33
○ 校内委員会に基づく学校における支援体制の充実	34
【指針3】 共生社会の実現に向けた、家庭や地域との連携	35
○ 交流及び共同学習、学校における共生社会の更なる理解・啓発	35
○ 特別支援学級及び東京都立特別支援学校との連携	36
○ 地域連携及び保護者同士の情報共有の場としての機能の向上	37

### 用語解説

#### ※ 表記について

原則、「表記便覧」（東京都教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課平成23年7月7日版）によっています（同じページに本市の計画等から引用した表記と「表記便覧」の表記が使われている場合があります。例：一人ひとりと一人一人 等）。



# 第一部

---

---

## 東久留米市 特別支援教育推進計画の これまでの取組

---

---

# 第1章 特別支援教育推進の背景

## 1 国、東京都の動向

### (1) 国の動向

平成19年4月の学校教育法の一部改正により、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られました。また、障害者基本法の改正（平成23年8月）や障害者差別解消法の制定（平成25年6月）、障害者権利条約の批准（平成26年1月）、障害者雇用促進法の改正（平成28年4月）など国内法の整備が進められ、障害のある人々を取り巻く環境は大きく変わりました。

その様な中、中央教育審議会初等中等教育分科会は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム<sup>\*1</sup>構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月）を示し、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとしました。また、この報告等を踏まえて、平成25年9月に学校教育法施行令の一部が改正され、障害のある児童・生徒の就学先の決定について、各市町村教育委員会が幼児・児童・生徒の障害の状態や教育的ニーズを踏まえ総合的な観点から決定する仕組みへと変わりました。さらに、平成28年5月に発達障害者支援法が改正され、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」すること等が新たに規定されました。

### (2) 東京都の動向

東京都教育委員会は、平成29年2月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定しました。これは、障害者の権利に関する条約の批准やそれに伴う「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」をはじめとする国内法の整備等の障害者を取り巻く環境、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」、「東京都教育施策大綱」の策定等の東京都を取り巻く状況や変化を踏まえて策定されたものです。また、「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念として、10年間の長期的な視点に立って、特別支援教育に関する様々な施策を実施し、特別支援教育の更なる充実を図るべく策定された計画です。

発達に課題のある児童・生徒に対しては、「東京都発達障害教育推進計画」（平成28年2月）が策定され、5年間の計画期間において、「発達障害の児童・生徒一人一人が、障害の状態に応じた多様な教育を受けることができる体制を整備すること」、「児童・生徒の長所を伸ばす視点に立ち、障害特性や児童・生徒の状態に応じた指導内容・方法を開発し、適切な指導・支援の内容の充実を図ること」、「発達障害教育を担う教員の専門性の向上を図るとともに、広く都民の理解を促進することなどにより、発達障害の児童・生徒に早期から一貫性のある継続した指導・支援を行う体制を充実すること」を柱に具体的な施策を展開しました。

## 2 東久留米市における特別支援教育の現状

### (1) 東久留米市特別支援教育推進計画の概要

東久留米市特別支援教育推進計画の基本理念は共生社会の実現です。

障害のある子供が個々の教育的ニーズに応じた指導が受けられるよう多様な教育の充実を図るとともに、社会的自立を図ることができる力や地域の一員として生きていける力を培うことができる教育の充実を図り、共生社会の実現を目指してきました。

また、児童・生徒の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われる学校づくりを目指すとともに、児童・生徒の健やかな学びと育ちを支える教育環境・教育条件の整備を「一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実」「特別支援教育についての理解促進」「地域や関係機関との新たな連携の整備」の指針の下、進めてきました。

### (2) 特別支援学級の概要

本市では、各学校、地域の状況を踏まえ、「東久留米市特別支援教育の環境整備計画」に基づき特別支援学級（固定学級、通級指導学級、特別支援教室）の設置を進めてきました。

#### 【固定学級】

小・中学校内に設置されていて、児童・生徒は毎日学級に通って指導を受けます。本市では、知的な発達に支援が必要な子供を対象とした知的障害学級と、対人関係の形成や社会生活への適応、行動面等に支援が必要な子供を対象とした自閉症・情緒障害学級を設置しています。

#### 【通級指導学級】

小・中学校の通常の学級に在籍する心身に軽度な障害がある児童・生徒を対象として、一人一人の障害の状態に応じて特別の指導（自立活動）を週1～2回程度行います。本市では、難聴・言語障害の児童・生徒を対象とした通級指導学級を設置しています。

#### 【特別支援教室】

教育的ニーズの増加に伴い、全小学校に平成28・29年度の2か年間で特別支援教室を設置しました。なお、第六小学校は平成25年、第七小学校は平成16年に設置した通級指導学級を現在の特別支援教室へと移行しました。

また、全中学校に平成31年に特別支援教室を設置しました。なお、東中学校は平成6年に設置した通級指導学級を現在の特別支援教室へと移行しました。

小学校における拠点校は、第一小学校（北地区）、第六小学校（東地区）、第七小学校（西地区）、第九小学校（南地区）の4校、中学校における拠点校は、東中学校（東地区）、西中学校（西地区）の2校です。小学校では、それぞれの巡回指導教員が拠点校及び担当する巡回校2校において指導を行います。中学校では、東中学校の巡回指導教員は拠点校及び担当する巡回校2校、西中学校の巡回指導教員は拠点校及び担当する巡回校3校において指導を行います。

令和3年4月現在の市立小・中学校の固定学級及び通級指導学級、特別支援教室の設置状況を次に示します。表中の年は設置年を表します。

### 市立小学校の固定学級及び通級指導学級、特別支援教室の設置状況

	学校名	固定学級 (知的障害)	固定学級 (自閉症・情緒障害)	通級指導学級 (難聴・言語)	特別支援教室
1	第一小学校				平成29年 * (北)
2	第二小学校				平成28年 (東)
3	第三小学校	昭和38年			平成29年 (北)
4	第五小学校				平成29年 (南)
5	第六小学校			平成25年	平成28年○* (東)
6	第七小学校	平成16年			平成28年○* (西)
7	第九小学校				平成29年 * (南)
8	第十小学校				平成28年 (西)
9	小山小学校				平成29年 (北)
10	神宝小学校	昭和54年	平成30年		平成28年 (東)
11	南町小学校	平成25年	平成25年		平成29年 (南)
12	本村小学校				平成28年 (西)

### 市立中学校の固定学級及び通級指導学級、特別支援教室の設置状況

	学校名	固定学級 (知的障害)	固定学級 (自閉症・情緒障害)	通級指導学級 (難聴)	特別支援教室
1	久留米中学校			平成26年	(西)
2	東中学校	昭和41年			○* (東)
3	西中学校	平成26年			* (西)
4	南中学校				平成31年 (東)
5	大門中学校				(東)
6	下里中学校				(西)
7	中央中学校	平成5年			(西)

※ 特別支援教室について

○は、既存の情緒障害・自閉症・学習障害・注意欠陥多動性障害等の児童・生徒を対象とした通級指導学級を移行して設置した特別支援教室を表します。通級指導学級が設置された年は、第七小学校が平成16年、第六小学校が平成25年、東中学校が平成6年です。

\*は、各地区における拠点校を表します。

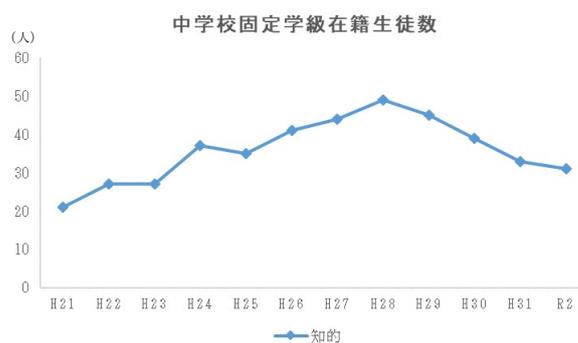
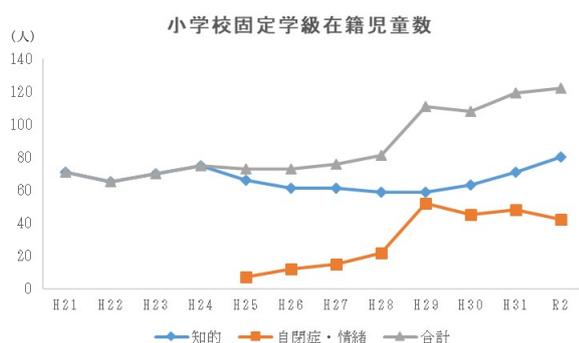
本市の子供が利用している他地区の通級指導学級は次のとおりです。

### 本市の子供が利用している他地区の通級指導学級

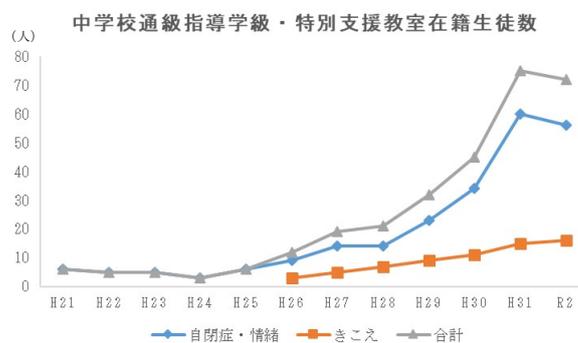
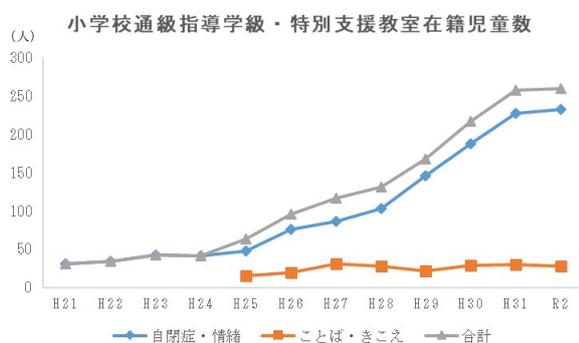
障害種別	学校名	所在地
弱視学級	東京都立久我山青光学園	世田谷区北烏山4-37-1
	練馬区立中村西小学校	練馬区中村北4-17-1

平成21年度以降の特別支援学級における児童・生徒数の推移は次のとおりです。

### 本市における固定学級に在籍する児童・生徒数の推移



### 本市における通級指導学級・特別支援教室に在籍する児童・生徒数の推移



小学校の固定学級の在籍状況については、知的障害では僅かに増加、自閉症・情緒障害では僅かに減少しています。中学校の固定学級（知的障害）の在籍状況については、僅かに減少しています。また、小・中学校共に通級指導学級（難聴・言語障害）の在籍状況については大きな増減はありませんが、特別支援教室（自閉症・情緒障害）の在籍状況については増加しています。

## 第2章 これまでの東久留米市における取組

### 1 東久留米市特別支援教育推進計画に基づく取組内容

#### 【指針1】 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

##### ア 策定時の方向性

- (ア) 特別支援教育の指導体制や支援体制の確立と充実
- (イ) 教育環境の整備
- (ウ) 特別支援教育に関する教員の専門性と指導力の向上

##### イ 取組内容

- (ア) 特別支援教育の指導体制や支援体制の確立と充実
  - ・市立全小・中学校において特別支援教育に関する校内委員会<sup>\*2</sup>を学校組織の一つに位置付け、新規の委員会として設置しました。
  - ・特別支援教育に関する研修会を市教育委員会主催で開催・実施してきました。
  - ・東京都立清瀬特別支援学校をセンター校として、近隣市と合同で研修会を開催してきました。
  - ・学校生活支援シート（個別の教育支援計画）<sup>\*3</sup>及び個別指導計画<sup>\*4</sup>を作成し、活用・評価を行ってきました。
  - ・市立全小・中学校及び全特別支援学級に介助員を配置しました。
- (イ) 教育環境の整備
  - ・特別支援教室を平成28・29年度に市立全小学校に、平成31年度に市立全中学校に設置しました。
  - ・自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の状況を調査・研究し、小学校では平成30年度に2校体制とし、中学校では特別支援教室を利用して幅広い進路の充実につなげました。
  - ・知的障害特別支援学級及び通級指導学級（難聴・言語障害）において、個別指導等の教育環境の整備を充実し、研究会等で教材・資料の確保を図ってきました。
- (ウ) 特別支援教育に関する教員の専門性と指導力の向上
  - ・連絡会において、特別支援教育コーディネーター<sup>\*5</sup>の役割等、各学校での取組について情報交換を行い、資質・能力の向上を図ってきました。
  - ・研究会や小中連携による取組を通して指導方法の工夫や教材等の開発を行い、巡回指導教員の専門性の向上を図ってきました。
  - ・校内研修において構音検査<sup>\*6</sup>を教員同士で行うなど、通級指導学級（難聴・言語障害）における指導・支援の充実を図ってきました。
  - ・学校生活支援シートを活用し、固定学級（知的障害、自閉症・情緒障害）にお

ける家庭や関係機関と連携した指導・支援の充実を図ってきました。

- ・合同研修会を開催するなど都立特別支援学校等との連携による指導の充実を図ってきました。

## 【指針 2】 特別支援教育についての理解促進

### ア 策定時の方向性

- (ア) 特別支援教育に関する理解を促進するための取組の充実
- (イ) 巡回相談や教育センターの相談機能の一層の充実

### イ 取組内容

- (ア) 特別支援教育に関する理解を促進するための取組の充実
  - ・児童・生徒の交流及び共同学習を計画的、継続的に実施し、互いを正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人権教育を推進してきました。
  - ・副籍制度<sup>\*7</sup>による交流の仕方の工夫及び趣旨の周知、理解・啓発の促進を行ってきました。
  - ・障害や福祉に係る関係機関等と連携して児童・生徒への体験学習等を実施してきました。
  - ・就学時健康診断や入学説明会、新一年生保護者会等において東久留米市の特別支援教育についての情報発信を行ってきました。
- (イ) 巡回相談や教育センターの相談機能の一層の充実
  - ・臨床心理士、就学相談員、東京都立特別支援学校等の特別支援教育コーディネーター、相談室職員、相談内容に応じた専門職等からなる組織を編成した巡回相談（ステップくるめ）の充実を図ってきました。
  - ・巡回相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談室相談員の連携を強化し、教育相談の充実を図ってきました。
  - ・広報やパンフレット、市のホームページ等を利用した教育センター事業の周知を行い、教育相談機能の活用を促進してきました。

### 【指針3】 地域や関係機関との新たな連携の整備

#### ア 策定時の方向性

- (ア) 関係機関との連携を強化
- (イ) 発達段階に応じた適切な情報提供や支援・相談体制の整備

#### イ 取組内容

- (ア) 関係機関との連携を強化
  - ・スクールソーシャルワーカーを学校に派遣するなど、必要に応じて医療機関、福祉機関等との連携を強化してきました。
- (イ) 発達段階に応じた適切な情報提供や支援・相談体制の整備
  - ・就学支援シートを有効活用した就学前機関との連携を推進してきました。
  - ・学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を有効活用した中学校卒業後の進路先との連携を推進してきました。

## 2 特別支援学級の児童・生徒の保護者アンケート結果より

### (1) 調査概要

本計画を策定するに当たり、市の特別支援教育の取り組み状況等を把握し、策定に当たっ  
ての基礎資料とするため、保護者アンケートを実施しました。

#### ア 調査対象

市立小・中学校の特別支援学級（固定学級、通級指導学級、特別支援教室）に在籍す  
る児童・生徒の全保護者を対象としました。

#### イ 調査方法

紙面の調査票（固定学級、通級指導学級、特別支援教室の3種類）を用い、在籍学級  
を通じて保護者に調査票を配布・回収しました。提出のあった調査票について、全て統  
計的に処理しました。

#### ウ 調査時期等

調査は、令和3年7月に実施しました。

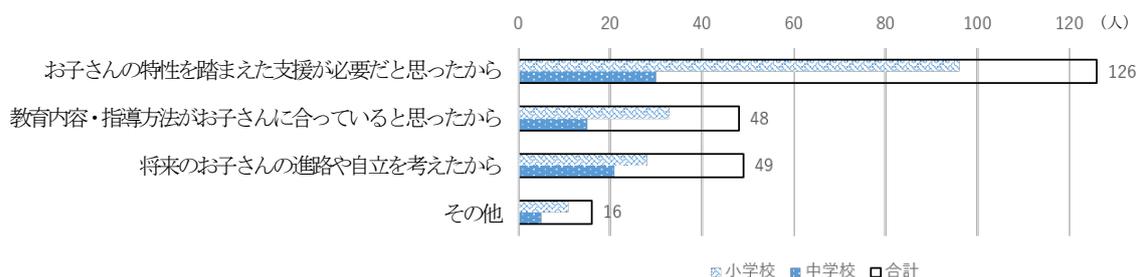
#### エ 回収状況

<全体>		
配布数（人）	回収数（人）	回収率（%）
481	376	78.2
<固定学級>		
配布数（人）	回収数（人）	回収率（%）
175	141	80.6
<通級指導学級>		
配布数（人）	回収数（人）	回収率（%）
17	15	88.2
<特別支援教室>		
配布数（人）	回収数（人）	回収率（%）
289	220	76.1

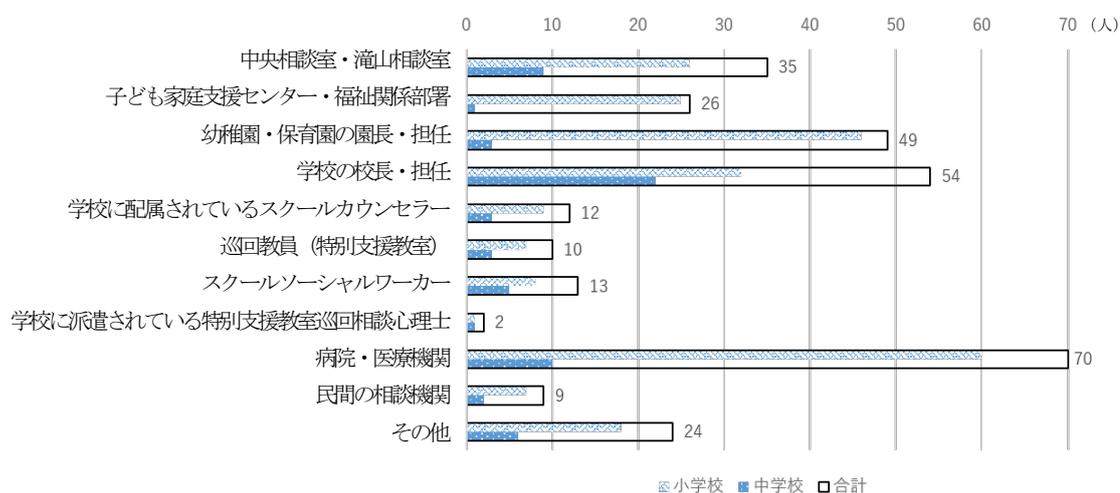
## (2) 回答内容

### ア 固定学級

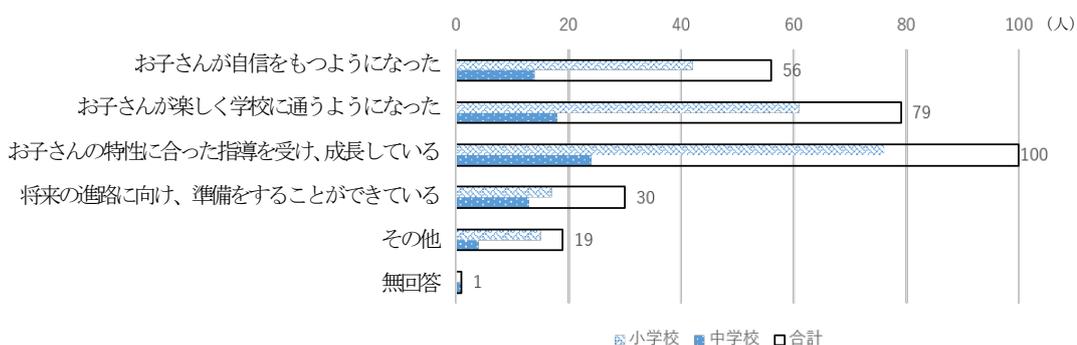
問1 特別支援学級を考えるようになった理由について、お答えください。(複数回答可)



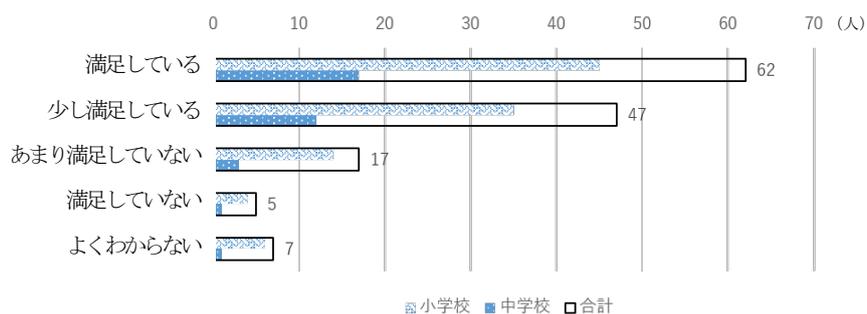
問2 特別支援学級を選ぶにあたって、就学相談員以外で相談した機関等について、お答えください。(複数回答可)



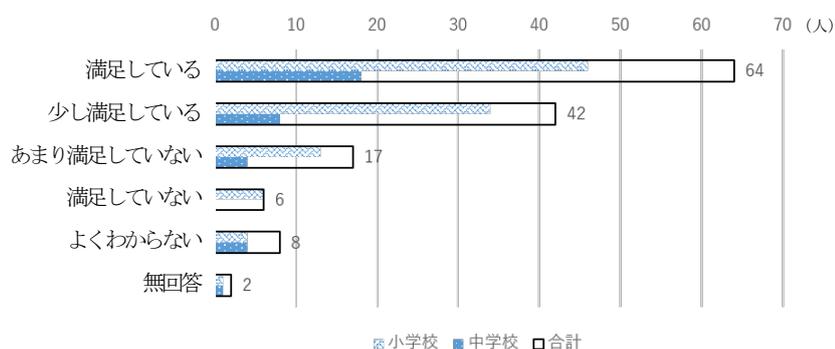
問3 お子さんが特別支援学級で指導を受けていることで、よかったと感じていることについて、お答えください。(複数回答可)



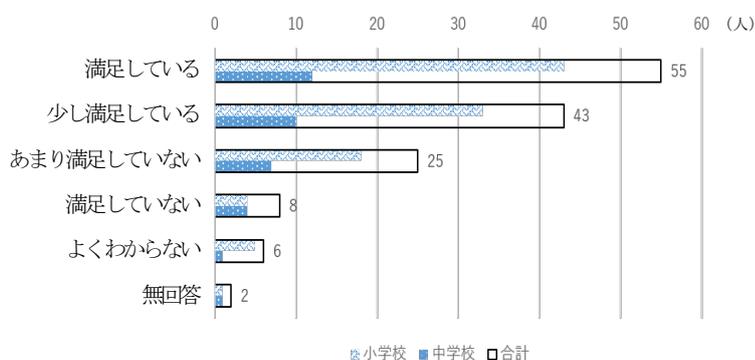
問4 特別支援学級において、学習の進め方についてどのように感じているかお答えください。



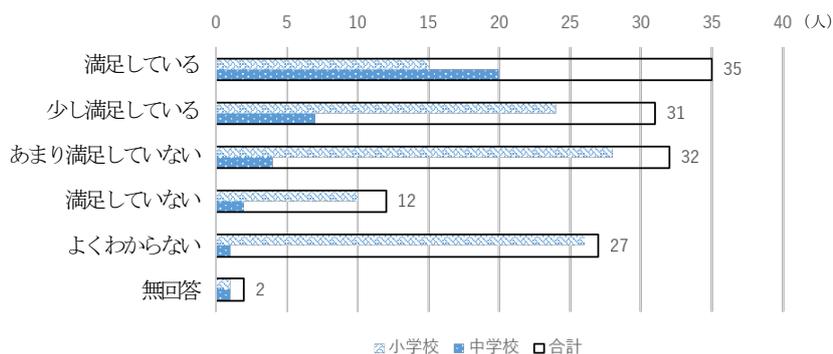
問5 特別支援学級において、学習環境、掲示物、教材等についてどのように感じているかお答えください。



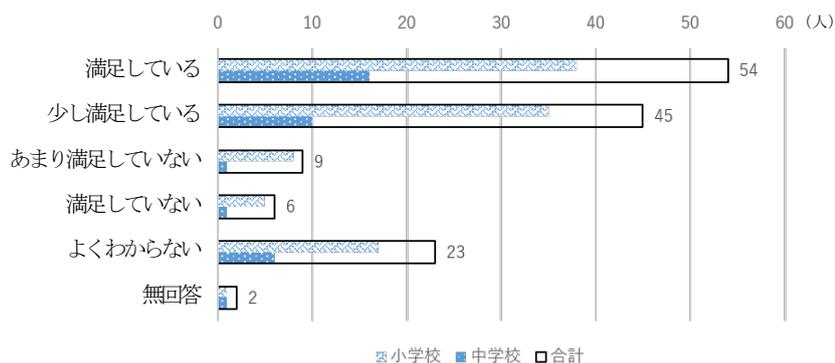
問6 特別支援学級において、お子さんが身の回りを自分で整えることについてどのように感じているかお答えください。



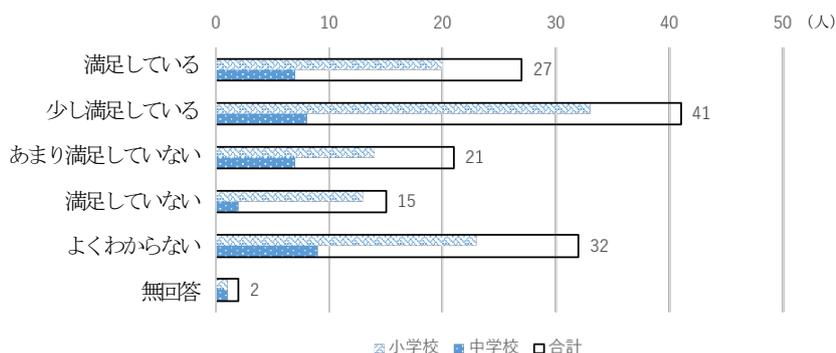
問7 特別支援学級において、お子さんの進路や将来に関する情報の提供についてどのように感じているかお答えください。



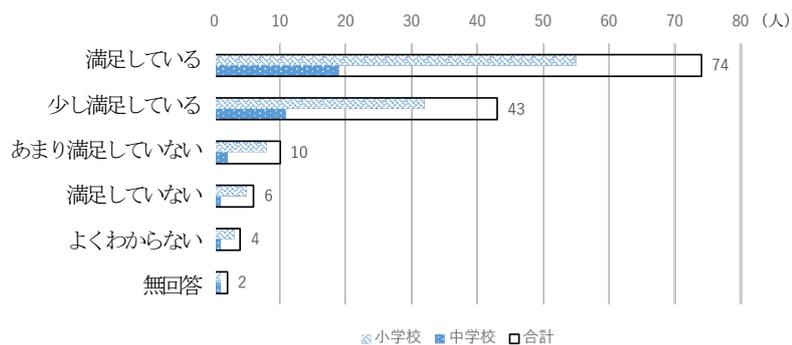
問8 特別支援学級において、就学支援シート・学校生活支援シートの活用についてどのように感じているかお答えください。



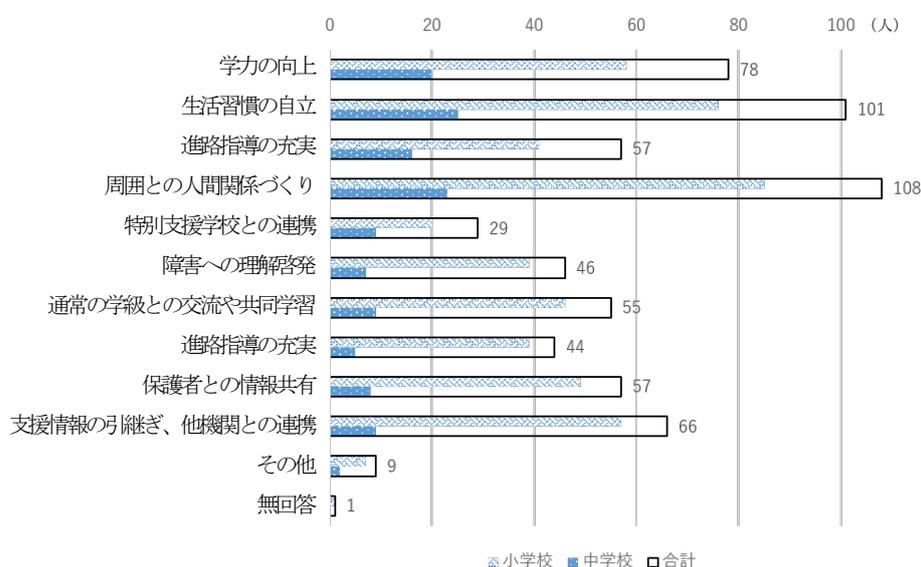
問9 特別支援学級において、交流の取組（通常の学級で授業を受ける機会）についてどのように感じているかお答えください。



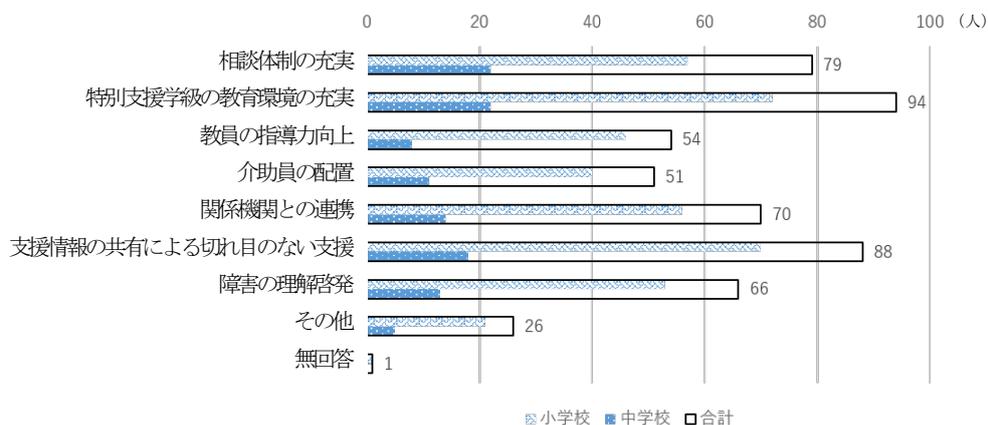
問10 特別支援学級において、学校と家庭との連携についてどのように感じているかお答えください。



問11 特別支援学級に期待することをお答えください。(複数回答可)

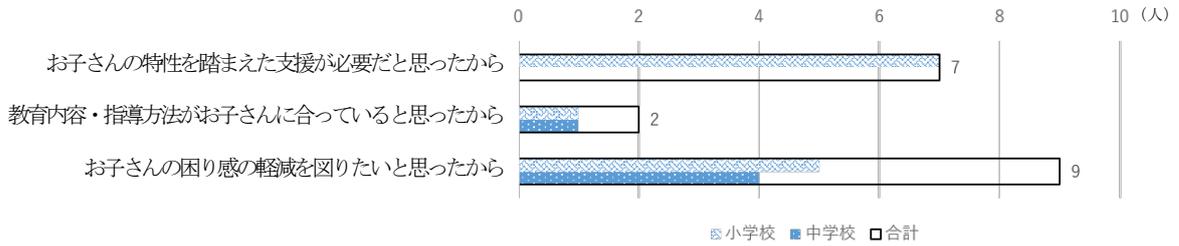


問12 東久留米市における特別支援教育の推進や充実に向け、東久留米市教育委員会に期待することをお答えください。(複数回答可)

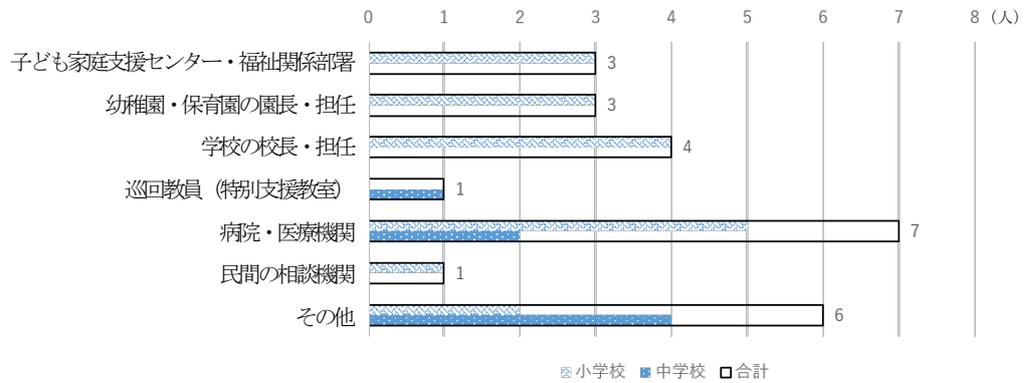


## イ 通級指導学級

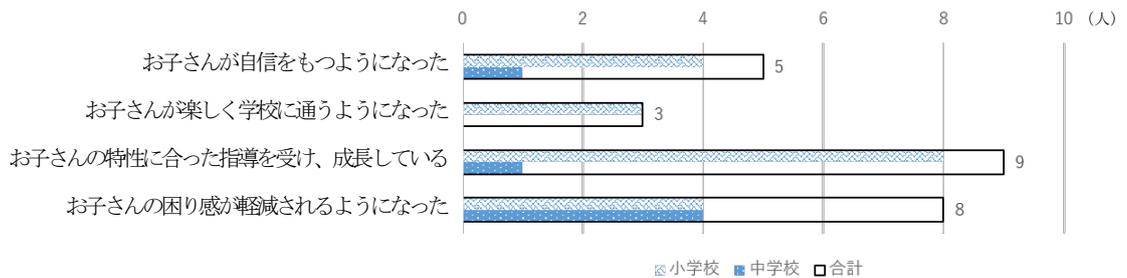
問1 通級指導学級を考えるようになった理由について、お答えください。(複数回答可)



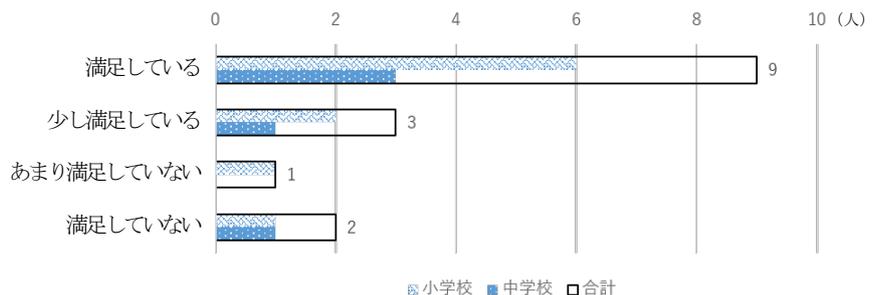
問2 通級指導学級を選ぶにあたって、就学相談員以外で相談した機関等について、お答えください。(複数回答可)



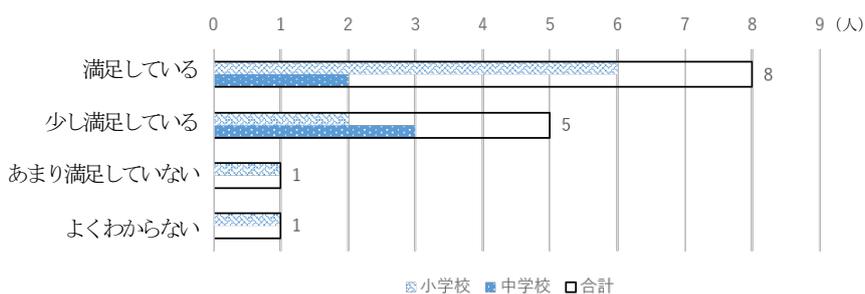
問3 お子さんが通級指導学級で指導を受けていることで、よかったと感じていることについて、お答えください。(複数回答可)



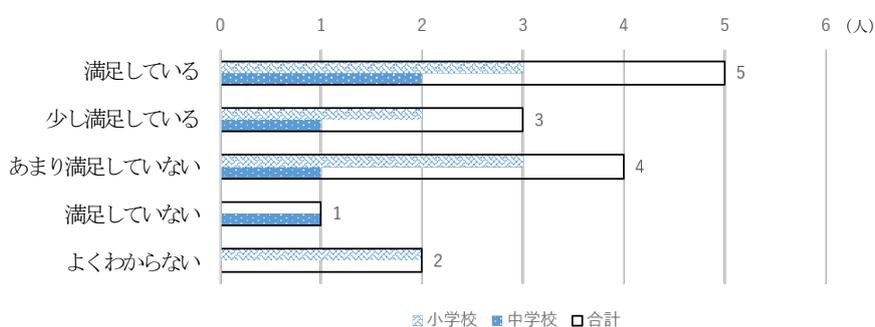
問4 通級指導学級において、学習の進め方についてどのように感じているかお答えください。



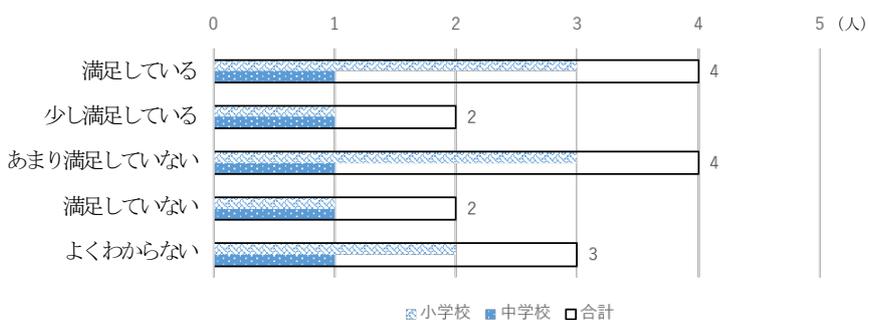
問5 通級指導学級において、学習環境、掲示物、教材等についてどのように感じているかお答えください。



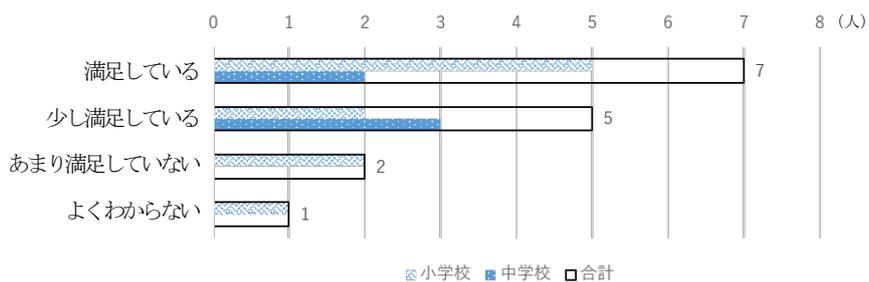
問6 通級指導学級において、お子さんの進路や将来に関する情報の提供についてどのように感じているかお答えください。



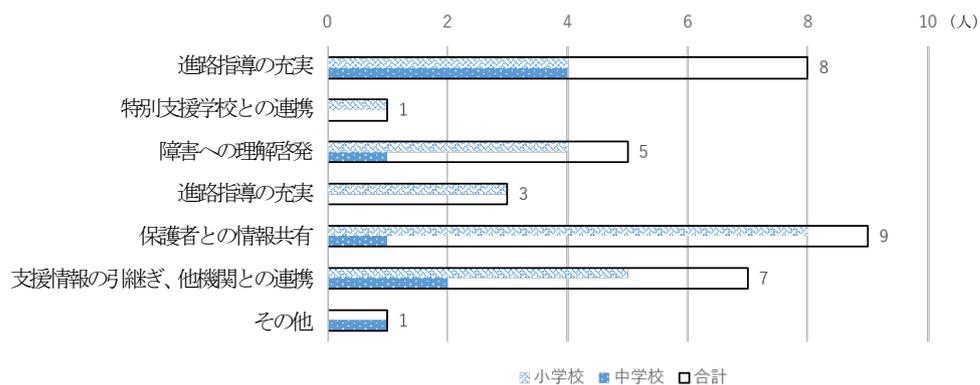
問7 通級指導学級において、就学支援シート・学校生活支援シートの活用についてどのように感じているかお答えください。



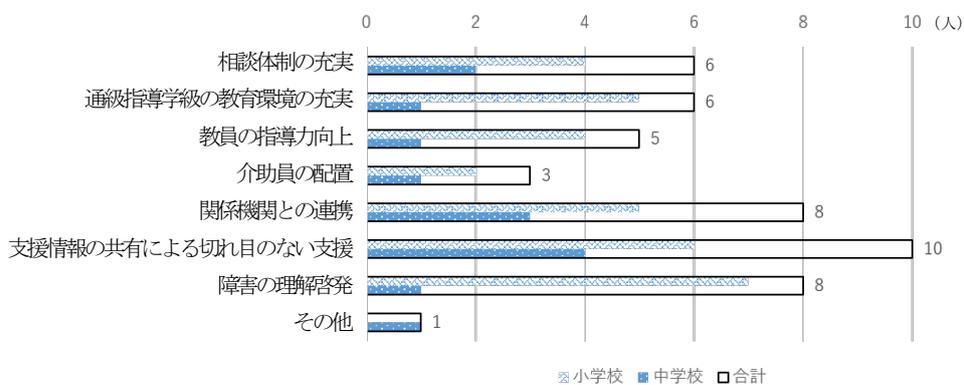
問8 通級指導学級において、学校と家庭との連携についてどのように感じているかお答えください。



問9 通級指導学級に期待することをお答えください。(複数回答可)

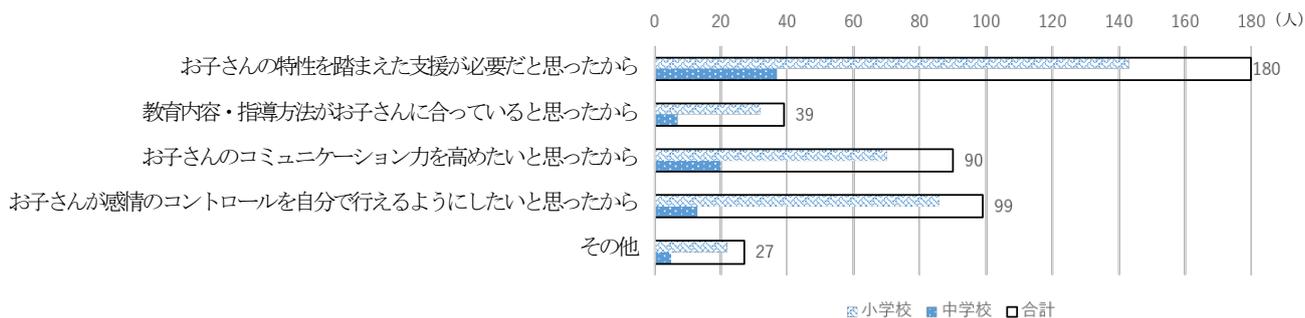


問10 東久留米市における通級指導学級の推進や充実に向け、東久留米市教育委員会に期待することをお答えください。(複数回答可)

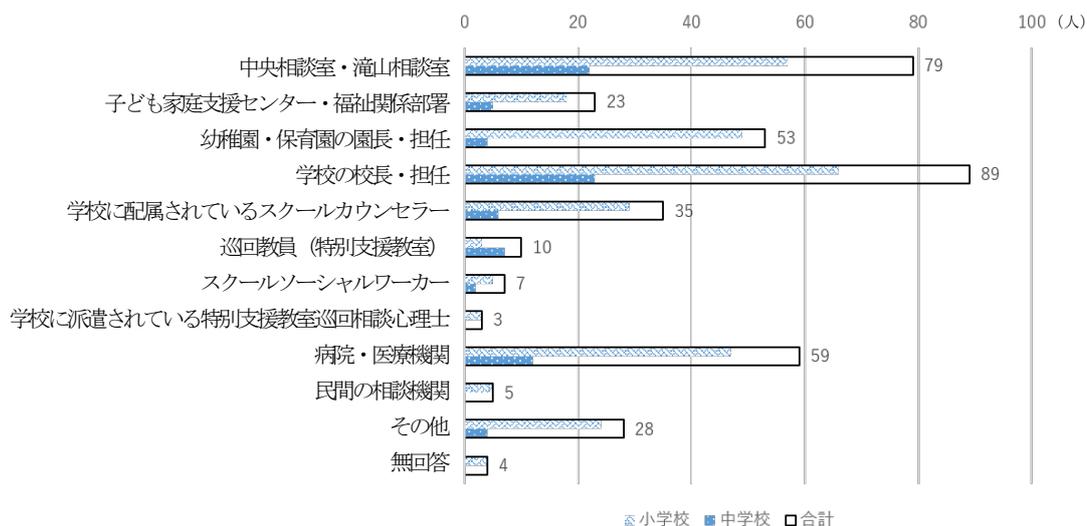


## ウ 特別支援教室

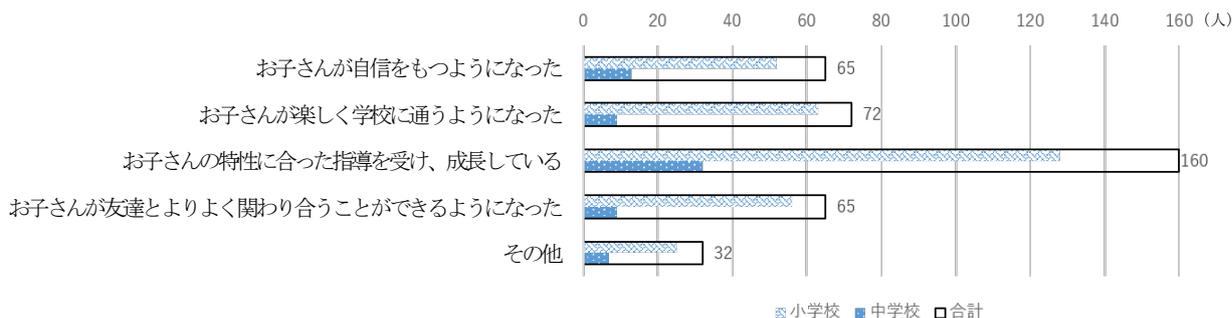
問1 特別支援教室を考えるようになった理由について、お答えください。（複数回答可）



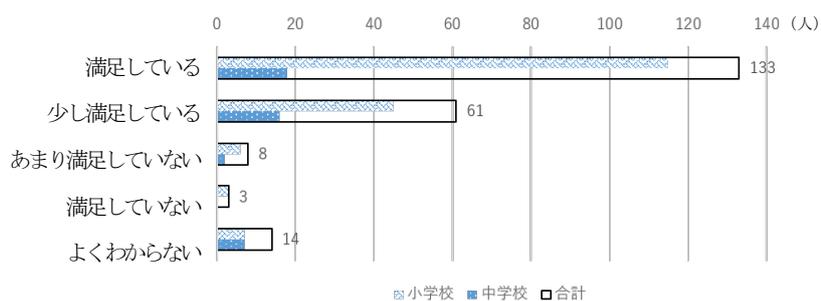
問2 特別支援教室を選ぶにあたって、就学相談員以外で相談した機関等について、お答えください。（複数回答可）



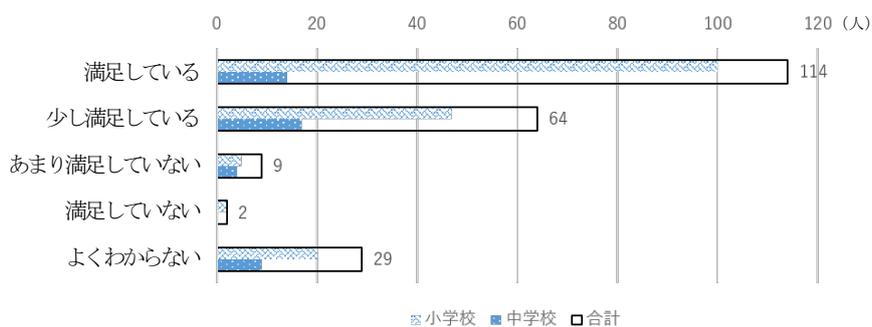
問3 お子さんが特別支援教室で指導を受けていることで、よかったと感じていることについて、お答えください。（複数回答可）



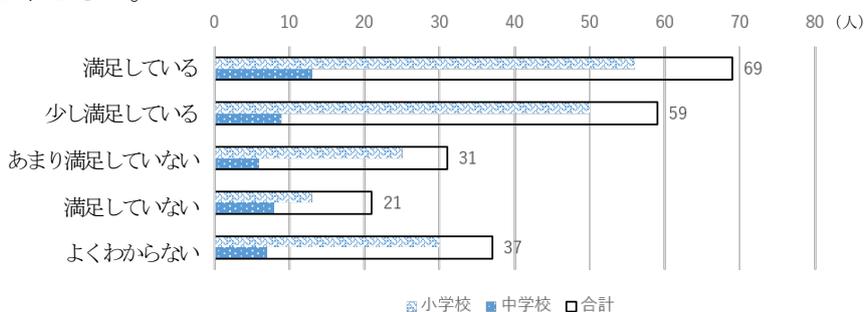
問4 特別支援教室において、学習の進め方についてどのように感じているかお答えください。



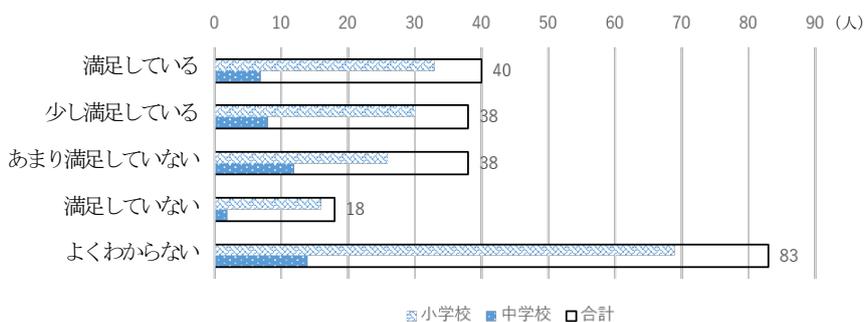
問5 特別支援教室において、学習環境、掲示物、教材等についてどのように感じているかお答えください。



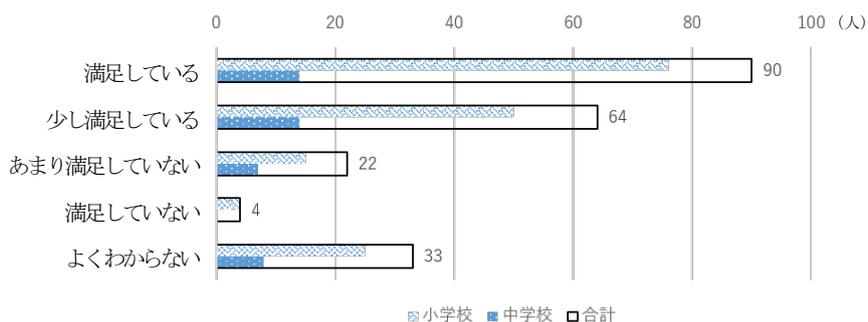
問6 特別支援教室において、お子さんが身の回りを自分で整えることについてどのように感じているかお答えください。



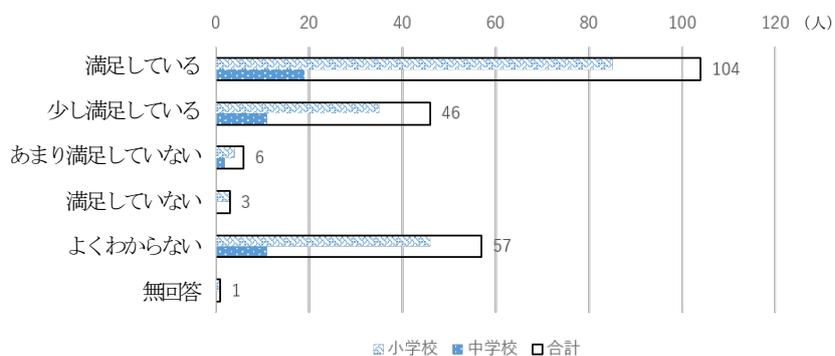
問7 特別支援教室において、お子さんの進路や将来に関する情報の提供についてどのように感じているかお答えください。



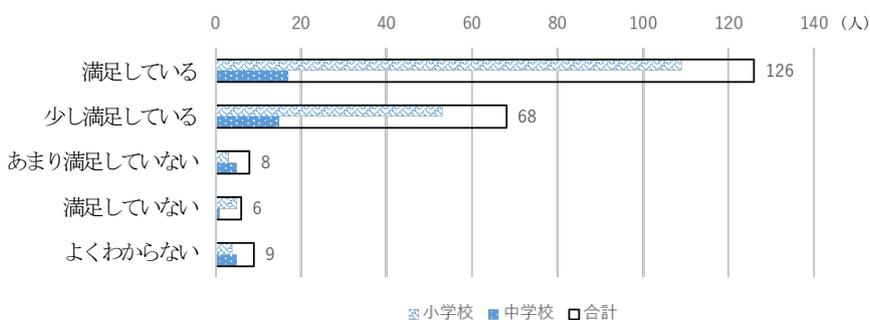
問8 特別支援教室において、就学支援シート・学校生活支援シートの活用についてどのように感じているかお答えください。



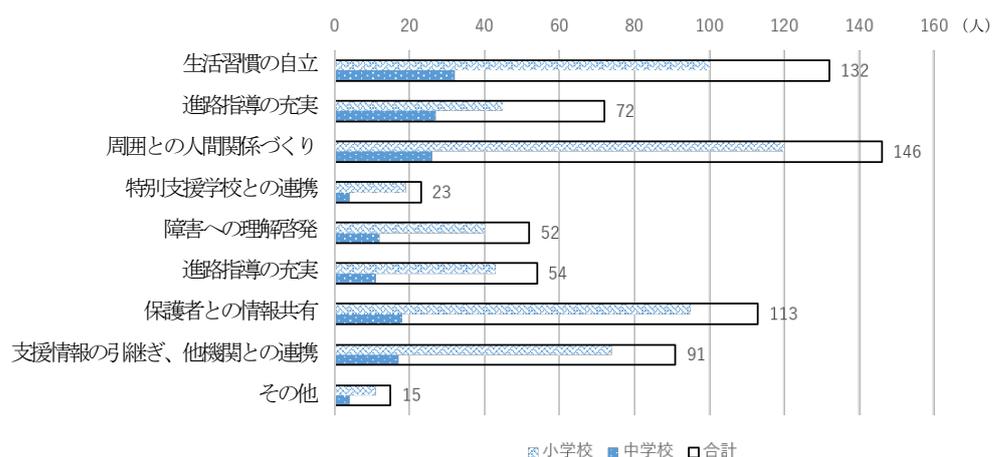
問9 特別支援教室において、交流の取組（通常の学級で授業を受ける機会）についてどのように感じているかお答えください。



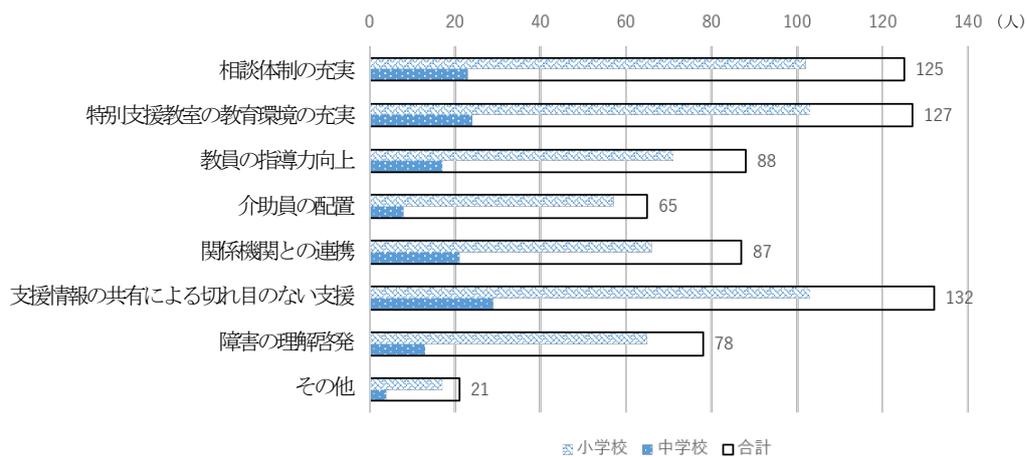
問10 特別支援教室において、学校と家庭との連携についてどのように感じているかお答えください。



問 1 1 特別支援教室に期待することをお答えください。(複数回答可)



問 1 2 東久留米市における特別支援教育の推進や充実に向け、東久留米市教育委員会に期待することをお答えください。(複数回答可)



## エ アンケート結果総括

### ◆ 特別支援学級等を選ぶにあたっての相談先について

＜ア 固定学級、イ 通級指導学級、ウ 特別支援教室のいずれも問2＞

固定学級では、「幼稚園・保育園の園長・担任」及び「学校の校長・担任」といった身近な教員に相談をすると回答した総数が全項目の中で一番多く、他機関への相談や固定学級を考えるきっかけになっていると考えられます。また、具体的な専門機関として、医療機関や相談室に相談をしていることが分かりました。

通級指導学級では、「病院・医療機関」に相談している保護者が多く、相談相手に専門性を求めていることが分かりました。

特別支援教室では、「学校の校長・担任」の次に「相談室」に相談している保護者が多く、気がかりなことを相談したいとの思いがあると考えられます。

### ◆ 特別支援学級等に期待すること

＜ア 固定学級は問11、イ 通級指導学級は問9、ウ 特別支援教室は問11＞

固定学級では、期待することの上位が「周囲との人間関係づくり」、「生活習慣の自立」、「学力の向上」の順となっており、学習面以上に人と関わりながら生きていく力が求められていることが分かりました。小学校の保護者が次に期待することは、「支援情報の引継ぎ、他機関との連携」であり、小・中学校間の連携をこれまで以上に確実にやっていく必要があると考えます。

通級指導学級では、回答にばらつきが見られました。これは、児童・生徒の課題がそれぞれ異なるためと考えられます。

特別支援教室では、期待することの上位が「周囲との人間関係づくり」、「生活習慣の自立」、「保護者との情報共有」の順となっており、子供に人と関わりながら生きていく力を身に付けさせたいと考えている保護者が多いことが分かりました。また、子供の成長に親としてどのように関わったらよいかの示唆を他の保護者との情報共有により得ることを期待していると考えられます。小学校の保護者が次に期待することは、「支援情報の引継ぎ、他機関との連携」であり、小・中学校間の連携をこれまで以上に確実にやっていく必要があると考えます。

### ◆ 教育委員会に期待すること

＜ア 固定学級は問12、イ 通級指導学級は問10、ウ 特別支援教室は問12＞

固定学級では、期待することの上位が「特別支援学級の教育環境の充実」、「支援情報の共有による切れ目のない支援」、「相談体制の充実」の順となっています。

通級指導学級では、期待することの上位が「支援情報の共有による切れ目のない支援」、「関係機関との連携」、「障害の理解啓発」の順となっています。

特別支援教室では、期待することの上位が「支援情報の共有による切れ目のない支援」、「相談体制の充実」、「特別支援教室の教育環境の充実」の順となっています。

いずれも「支援情報の共有による切れ目のない支援」が上位にあり、教育委員会は、学校や保護者からの情報を共有したうえで支援を行っていく必要があると考えます。

◆ まとめ

問1の結果から、いずれの特別支援学級においても、「お子さんの特性を踏まえた支援が必要だと思ったから」との回答が多く、保護者の方は、特別支援教育に理解があること、子供が学習面や生活面において困っていることに理解があると読み取れます。

問2の結果から、固定学級及び通級指導学級では、「病院・医療機関」に相談して就学先を選ぶ保護者が多いことが分かりました。

問3の結果から、いずれの特別支援学級においても、「お子さんの特性に合った指導を受け、成長している」との回答が最多となっており、指導による効果が表れていると考えられます。

「満足している・少し満足している・あまり満足していない・満足していない・よくわからない」の5項目で回答を求めた設問については、いずれの設問においてもおおむね良い結果が得られました。「お子さんの進路や将来に関する情報の提供について」の設問では、「あまり満足していない・よくわからない」との回答が他の設問より多くありました。情報提供の在り方を考える、保護者の方が必要とする内容の情報提供をタイミング良く行うなど、改善を図る必要があります。また、特別支援教室では、在籍学級との更なる連携を図り、家庭へ情報提供を行っていく必要があります。

### 3 東久留米市における特別支援教育の課題

#### (1) 特別支援教室における特別支援教育推進体制の充実

特別支援教室の指導力の向上やこれまでの特別支援教育推進体制の役割や連携の在り方、事業内容の見直しや充実を図る必要があります。

- ・特別支援教室への入室を希望する相談者の増加への対応、学級担任との連携、指導力の向上
- ・児童・生徒の自立支援や基礎的な学力向上に向けた教材の開発・活用
- ・巡回相談（ステップくるめ）の活用
- ・特別支援教室専門員<sup>\*8</sup>や特別支援教室巡回相談心理士など、それぞれの役割分担と連携の在り方の整理

#### (2) ニーズに応じた特別支援教育の実施

自閉症・情緒障害特別支援学級や知的障害特別支援学級については、これまで教育的配慮に基づいて、入級・転級相談を行ってきました。また、中学校における自閉症・情緒障害と考えられる生徒に対しては、通常の学級と特別支援教室において支援をし、希望する進路の実現に向けて適切な指導を行ってきました。今後は、本市の特別支援学級への入級状況などを注視しつつ、長期的な視点で整理する必要があります。

- ・就学や入級・転級の判定システムの改善の検討
- ・個に応じた指導や多様な学習・生活集団の編成に柔軟に対応し、学習・生活内容にふさわしい環境を保持するための検討体制
- ・教育的配慮に基づいたスクールバスの運用

#### (3) 就学支援シート・学校生活支援シートを中心にした連携・支援体制の充実

就学支援シート・学校生活支援シートは東京都教育委員会が、支援が必要な子供の相談履歴やこれまでの支援内容について一つのシートに記載することで、福祉分野と教育分野が一体となって、切れ目のない支援を実現することを目的として作成したものです。本シートの活用について、以下の課題が挙げられます。

- ・関係機関や学校間の情報共有
- ・高等学校や特別支援学校等との情報共有と連携体制
- ・家庭や就学前機関との連携及び切れ目のない引き継ぎ
- ・シートの円滑な運用及び関係機関による活用

#### (4) 教員の指導力向上と校内委員会を中心とした学校支援体制の充実

一人一人の教育ニーズに応じた教員の指導力の向上と特別支援教育などに関する校内委員会体制の充実を図るため、様々な専門的な資源により、学校における支援体制の強化を図る必要があります。

- ・特別支援学校との連携による教員の専門性向上、研修の充実

- ・就学相談や入級・転学相談との連携、情報共有
- ・小・中学校における交流及び共同学習の充実
- ・副籍制度における理解の推進、交流及び共同学習の充実
- ・特別支援学校の近隣校における小・中学校との交流及び共同学習

#### **(5) 児童発達支援センターわかくさ学園（療育部門）、放課後等デイサービス等との連携**

発達障害をはじめ障害のある子供は、教育委員会、福祉部局といった各地方公共団体の関係部局や、放課後等デイサービス等といった複数の機関と関わっていることが多い中、就学前から学齢期、社会参画まで切れ目なく支援していく体制を整備する必要があります。

なお、令和2年10月1日時点の放課後等デイサービス事業所は、市内に48箇所あります。

- ・小学校とわかくさ学園、小・中学校と放課後等デイサービス等との情報共有
- ・わかくさ学園、放課後等デイサービス等についての教職員の理解促進

#### **(6) 教育的支援を受けていない児童・生徒への支援の在り方の検討**

教育的支援を必要としながらも十分な教育的支援を受けていない児童・生徒がいます。この課題を改善するために、以下の取組が挙げられます。

- ・保護者への特別支援教育についての理解・啓発
- ・児童・生徒の困り感の把握・共有
- ・学校における指導体制及び支援体制の向上

# 第二部

---

---

## 東久留米市第2次 特別支援教育推進計画の 基本的な考え方

---

---

# 第1章 推進計画の基本的な考え方

## 1 計画の期間と位置付け

### (1) 計画期間

当初予定していた第2次推進計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間でした。しかしながら、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により推進計画策定委員会を開催することができませんでした。また、各学校では、児童・生徒の安全・安心の確保のため新型コロナウイルス感染症予防対策に徹底して取り組む必要があり、東久留米市特別支援教育推進計画に記載された取組内容について様々な検証活動の実施が難しい状況にありました。そこで、東久留米市教育委員会では、第2次東久留米市特別支援教育推進計画の策定を延期することとし、併せて、東久留米市特別支援教育推進計画の計画期間を令和3年度まで1年間延長しました。また、上位計画である次期「東久留米市教育振興基本計画」が令和6年度からの計画となることを踏まえ、第2次推進計画は計画期間を令和4年度から6年度までの3年間とします。

### (2) 計画の位置付け

- 本計画は、「東久留米市第5次長期総合計画」における基本目標「子どもが豊かに成長できるまち」の「子どもの未来を育む学校づくり」の計画として位置付けます。
- 本計画は、「東久留米市第2次教育振興基本計画」（令和元年度～令和5年度）の中の「Ⅲ『信頼される教育の確立』」を実現するための施策として位置付けます。
- 本計画は、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」（平成29年度～令和9年度）に即し、本市における特別支援教育の推進に関する方向性を定めます。

### (3) 計画の実施

本計画においては、東久留米市における特別支援教育推進の基本的な方向を示すとともに、具体的な取組を定めます。

なお、国及び東京都の動向や、対象となる児童・生徒数の推移や推計、進路希望の動向、学校の実態、社会の動向等を勘案しながら本計画は適宜見直していきます。

計画の区分	計画期間	計画の策定期
推進計画	令和4年度～令和6年度	令和4年2月策定

### (4) 国及び東京都の動向を踏まえた計画の推進

今後、国及び東京都において、施策、事業の新規立ち上げ、改正等があった場合は、本計画の内容の一部を変更する場合があります。

## 2 東久留米市の役割

特別支援教育の推進の方向性や教育環境の整備の在り方については、国及び東京都の動向や、これまでの特別支援教育の成果と課題及び保護者の要望等を十分に踏まえ、慎重に検討していく必要があります。

一方、小・中学校における校内体制の整備、関係機関や専門家との連携によるネットワークの構築など、国及び東京都の動向に影響されることが少ない内容については、早期からの取組を積極的に進める必要があります。

引き続き、児童・生徒や保護者の教育的ニーズ、地域の実情などを踏まえ、東京都教育委員会や特別支援学校等と連携しつつ、本市の特別支援教育推進体制の整備を進めていきます。

### 3 計画の基本理念及び指針

#### 【基本理念】 共生社会の実現

障害のある子供が個々の教育的ニーズに応じた指導が受けられるよう多様な教育の充実を図るとともに、社会的自立を図ることができる力や地域の一員として生きていける力を培うことができる教育の充実を図り、共生社会の実現を目指します。

また、児童・生徒の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われる学校づくりを目指すとともに、児童・生徒の健やかな学びと育ちを支える教育環境・教育条件の整備充実を図ります。

#### 【指針1】 教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援体制の充実

特別な支援を必要とする児童・生徒が安心して暮らし、学ぶことができるよう、関係機関との連携を強化し、切れ目のない指導・支援体制を整備・充実します。

- 総合的な相談・支援体制の充実
- 関係機関との連携・支援体制の充実
- 幼保小中の連携

#### 【指針2】 一人一人の子供の特性に応じた質の高い教育活動の推進

児童・生徒のもてる力を最大限に伸ばすには、一人一人の教育的ニーズに基づいた指導体制の確立と充実が必要です。各小・中学校で発達上の課題や障害の状況、教育的ニーズに対応できる質の高い指導体制を整備し、児童・生徒の自立と社会参加の力を育てます。

- 教員の指導力向上に向けた取り組みの推進
- 特別支援教育の質の向上を図る体制の充実
- 校内委員会に基づく学校における支援体制の充実

#### 【指針3】 共生社会の実現に向けた、家庭や地域との連携

共生社会の実現に向けては、障害の理解啓発や相互に交流する機会を充実させることが必要です。また、特別支援教育について知りたい保護者や相談したい保護者のために、情報提供したり相談を受けたりする場として学校の役割を向上させます。

- 交流及び共同学習、学校における共生社会の更なる理解・啓発
- 特別支援学級及び東京都立特別支援学校との連携
- 地域連携及び保護者同士の情報共有の場としての機能の向上

## 第2章 推進計画に基づく取組

### 【指針1】 教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援体制の充実

特別な支援を必要とする児童・生徒が安心して暮らし、学ぶことができるよう、関係機関との連携を強化し、切れ目のない指導・支援体制を整備・充実します。

#### ○ 総合的な相談・支援体制の充実

##### (1) 教育委員会及び学校、専門機関が連携した組織的な特別支援教育の実施

子供たちが充実した生活を送り、将来自分の夢を実現できるようにするために、幼児期からの家庭、福祉、教育が連携した切れ目のない支援が大切です。また、子供たちが困難を克服するために、課題の早期発見及び早期支援を行い、将来の自立に向けて特性や障害等を理解し、個に応じた自立支援や学習支援を行うことが必要です。

そこで、教育委員会及び小・中学校、専門機関が必要に応じて情報共有し、組織的な特別支援教育を実施します。

##### (2) 教育相談体制の充実

児童・生徒が安心した学校生活を送るとともに適切な環境を構築するために、教育相談に関する支援体制を充実させることが大切です。教育委員会では、本市で行う研修を受けた学校におけるスクールカウンセラー、東久留米市教育センター内にある中央相談室及び滝山相談室における相談員、教育委員会におけるスクールソーシャルワーカーが適切な支援を行っています。

スクールカウンセラー、相談員、スクールソーシャルワーカー相互の連携を、家庭の理解を得たうえで必要に応じて行い、更なる教育相談体制の充実を図ります。

##### (3) 学習適応教室と学校との連携

東久留米市教育センター内にある学習適応教室は、学校に登校できない児童・生徒が学校とは異なった環境で過ごす施設です。学校生活への復帰や将来の社会的自立のために、通室を外出の機会とすることや、指導員の指導の下で学習の場及び活動の場として活用することを通して集団生活への適応力や自ら学ぶ力を高めることは有効です。

学習適応教室と児童・生徒が在籍する学校とが協力しながら支援を行い、児童・生徒の集団生活への適応力や自ら学ぶ力、自立心を更に高めていきます。

## ○ 関係機関との連携・支援体制の充実

### (1) 東京都の関係諸機関や東京都立特別支援学校、小・中学校との連携

障害や発達の特徴のある子供たちの望ましい成長・発達のためには、早期からの適切な教育が必要です。そのため、教育委員会では、障害や発達の特徴のある子供たちの本市の小・中学校特別支援学級や都立特別支援学校への就学・入学・転学等の相談を行っています。その際、必要に応じて東京都特別支援教育推進室等の関係諸機関や東京都立特別支援学校と連携を図っています。

教育委員会では、小・中学校との更なる情報共有を行い、障害や発達の特徴の変化等により在籍している小・中学校での学習が困難になった場合や特別支援教育の成果によって障害や発達の特徴の状態が改善した場合等について早期に把握し、児童・生徒がより適切な教育を受けられるよう支援していきます。

### (2) 関係専門機関の有識者を招いた就学相談委員会及び判定委員会の充実

障害や発達の特徴のある子供たちが早期からの適切な教育を受けるために、教育委員会が地域の特別支援学校及び医療や福祉機関等と連携し、必要な支援体制を構築することが大切です。

そこで、有識者として東京都立特別支援学校、東京学芸大学附属特別支援学校の特別支援教育コーディネーター及び医師を就学相談委員会及び判定委員会の委員に迎え、委員会を開催しています。

今後も教育相談や個別の教育支援計画に基づいて関係者による会議を定期的に行い、児童・生徒の発達程度、適応の状況等を勘案したうえで必要に応じて個別の教育支援計画及び就学先の柔軟な対応ができるよう、より密接に連携を図っていきます。

### (3) 他課との連携による支援体制の拡充

教育委員会や小・中学校の他にも、障害や発達の特徴のある子供も地域の一員として共に生きる社会を目指し、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課において家庭を支援するとともに、子供たちの成長を支援しています。教育委員会がこれらの課と連携することはとても大切です。

そこで、他課が管轄する放課後等デイサービスや子ども家庭支援センター等と連携し、相談体制を整えたり居場所の紹介を行ったりするなど、切れ目のない支援を更に充実していきます。

## ○ 幼保小中の連携

### (1) 就学支援シート・学校生活支援シートを活用した一貫性のある支援の充実

全ての子供たちが豊かで楽しく充実した学校生活を送るために、一人一人の子供に応じた適切な指導・支援を行うことが大切です。併せて、適正な就学を行うために、就学前機関である幼稚園・保育園等と小学校との連携、小学校と中学校の連携が大切です。本市では、特別な教育的支援を必要とする子供たちのために就学支援シートを活用し、家庭や就学前機関での生活や支援内容等を引き継ぐことで就学前機関から小学校への円滑な連携を進めています。また、学校生活支援シートを保護者の参画の下で作成し、入学や進級・進学の際に本人及び保護者の思いや願いを引き継げるよう活用しています。

就学支援シートの内容・項目について継続した見直し・改訂を行い、より円滑に一貫性のある支援を行えるよう充実していきます。

### (2) 児童発達支援センターわかくさ学園（療育部門）との連携の充実

児童発達支援センターは、児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を生かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う中核的な療育支援施設です。わかくさ学園における日常生活に必要な基本動作や知識等の習得、集団生活や社会生活に適応するために必要な支援を小学校に引き継ぐことは大切です。また、わかくさ学園が保護者に行っている家庭教育の指導・援助についても小学校と十分に情報共有を行うことが大切です。

小学校教員がわかくさ学園を直接訪問して丁寧な引継ぎを行い、一貫性のある支援をより円滑に行うようにしていきます。

### (3) 主任会や連絡協議会における特別支援教育に係る情報共有及び連絡体制の強化

インクルーシブ教育システム構築のためには、全ての教員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが必要です。特に、発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童・生徒が通常の学級に在籍していることから必須です。

そこで、教育委員会では、主任会や連絡協議会において特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上を継続して図るとともに、特別支援教育に係る情報共有及び連絡体制の強化を図っていきます。

## 【指針2】 一人一人の子どもの特性に応じた質の高い教育活動の推進

児童・生徒のもてる力を最大限に伸ばすには、一人一人の教育的ニーズに基づいた指導体制の確立と充実が必要です。各小・中学校で発達上の課題や障害の状況、教育的ニーズに対応できる質の高い指導体制を整備し、児童・生徒の自立と社会参加の力を育てます。

### ○ 教員の指導力向上に向けた取り組みの推進

#### (1) 研修の機会及び研修内容の充実

特別支援学級や通級による指導を担当する教員のもつ専門性は、校内の他の教員に与える影響が極めて大きいと言えます。そのため、専門的な研修を定期的受講させることなどにより、担当教員の専門性及び指導力を向上させる必要があります。

そこで、東京都や研究機関、本市の行う研修会に積極的に参加させるとともに、校内において還元研修を行うなど、担当教員及び全教員の指導力の向上を図っていきます。

#### (2) 指導方法及び指導内容の工夫・改善の促進

特別支援教育の視点を通常の学級の授業づくりに生かすことは、障害や発達の特性のある子供たちだけではなく、全ての子供たちに対しても大きな教育的効果が期待できます。

そこで、一人1台タブレット端末を活用した方がより教育的効果が期待できる内容については、積極的にタブレット端末を活用し、個に応じた指導を行います。また、東久留米市小・中学校授業改善研究会<sup>9</sup>において、特別支援教育の視点を踏まえた授業づくりについても継続して研究していきます。さらに、東京都立特別支援学校のセンター的機能をはじめとした外部の資源や人材を活用して、各小・中学校において研修や助言を受けることを推進し、専門性が高まるよう取組を充実させていきます。

#### (3) 指導力向上に資する学習指導案や進路指導に関する資料の電子化・共有化の推進

本市全小・中学校に配備されている校務支援システムを活用し、指導力向上に資する学習指導案や進路指導に関する資料を電子化・共有化することで指導力の向上を図っていくことは、児童・生徒の資質・能力を向上させるのに有効となるだけでなく、全教員が共通の認識をもって指導を行うためにも有効です。

そこで、東久留米市立小・中学校授業改善研究会や市内の指導教諭等と連携して、学習指導法や進路情報、進路指導の方法・事例等を集約し、高等学校や特別支援学校等への進学をはじめとした進路情報の共有化と活用を図り、全小・中学校における学習指導及び進路指導を支援していきます。

## ○ 特別支援教育の質の向上を図る体制の充実

### (1) 特別支援教室における巡回指導教員と巡回校及び在籍学級担任との連携強化

巡回指導教員は、特別支援教室の円滑な運営ために巡回校の教員として他の教員と連携して特別支援教室の運営の充実に努めることとされています。拠点校及び巡回校において、特別支援教室だけでなく、在籍学級における児童・生徒の行動観察や必要な配慮等に係る助言、在籍学級担任等との情報共有・連絡調整、校内委員会や支援会議への参画、特別支援教室の運営に関連する業務を担当します。

教育委員会では、巡回指導教員と在籍学級担任とが連携を緊密にして指導内容をより充実できるよう、研修会や指導・助言を行っています。

### (2) 訪問指導及び各種書類の作成指導の実施

教員の指導力向上のためには、他の教員や心理士等による授業観察を実施し、改善に向けた提言を行うことが大切です。本市では、臨床心理士、就学相談員、東京都立特別支援学校等の特別支援教育コーディネーター、相談室職員、相談内容に応じた専門職等で編成した組織による巡回相談（ステップくるめ）及び指導主事や教育アドバイザーによる訪問指導を行っています。

研修会での指導・説明だけでなく、全小・中学校への巡回相談（ステップくるめ）や訪問指導を充実し、教員一人一人に丁寧に指導力向上のための指導や各種書類の作成指導を行います。

### (3) ユニバーサルデザインの考えを取り入れた授業づくりの推進

全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業づくりや生活しやすい学級づくりを推進する基盤として、授業に集中できる環境づくりが必要です。特別支援教育の視点から行うこの支援は、特別な支援を必要とする児童・生徒にとっては「ないと困る支援」、「なくてはならない支援」であると同時に、他の児童・生徒にとっても「あると助かる支援」、「あると便利な支援」です。

タブレット端末やICT機器を活用して、視覚や聴覚を生かした分かりやすい授業づくりを行います。また、インクルーシブ教育システム構築のために、多様な教育的ニーズのある児童・生徒を理解し、学校で統一した教室環境を整備し、学級づくり、授業づくり、生活指導などに取り組むよう、各小・中学校の教育課程に位置付けます。

## ○ 校内委員会に基づく学校における支援体制の充実

### (1) 校内委員会の運営及び組織の活性化

各学校において特別支援教育を組織的に行うための体制を確立するに当たっては、体系的な支援を行うための仕組みを構築することが必要です。本市では、各小・中学校では、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを推進役としてその運営を行い、教職員の共通理解を図りながら特別支援教育を進めています。

今後は、各小・中学校において全教職員による児童・生徒理解をより確実にし、組織的に支援方法を考えて具体的に支援できるよう、校内委員会を有効に開催します。また、校内委員会の構成員について、その有する知識や児童・生徒との関わりの観点から適した人材を充てるなど、校内委員会の活性化に努めていきます。

### (2) 学校における支援の充実

平成18年6月に学校教育法等の改正が行われたことに伴い、これまで以上に小・中学校に在籍する障害や発達の特徴のある児童・生徒の適切な支援が求められるようになりました。しかしながら、児童・生徒の障害や発達の特徴の状態が多様化していることなどから、担当する教員だけでは十分な支援が困難な場合があります。本市では、小・中学校において障害のある児童・生徒に対して教室の移動補助等をはじめとした学校における日常生活の介助を必要に応じて行ったり、発達の特徴のある児童・生徒に対して学習活動上の支援を行ったりする介助員を活用し、障害に応じた適切な教育を円滑に実施できるようにしています。また、一人で通学することが困難な児童に対して、教育的配慮に基づき、安全の確保と必要な教育を受けるための支援としてスクールバスを運用しています。

介助員の行う介助・支援の内容については、介助員の知識や経験に任せきりにするのではなく、校内委員会において共通理解を図り、児童・生徒を担当する教員と介助員が連携するとともに、当該児童・生徒の保護者に対して定期的に介助・支援の内容を説明していきます。

### (3) 研修の実施

インクルーシブ教育の充実のためには、特別支援学級や通級による指導を担当する教員に限らず、全ての教員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが大切です。

本市では、各小・中学校において障害及び障害者理解に関する校内研修を行っています。また、本市が行う教職員の職務内容に応じた専門的な研修により、特別支援教育に関する一定の知識・技能の向上を図っていきます。

### 【指針3】 共生社会の実現に向けた、家庭や地域との連携

共生社会の実現に向けては、障害の理解啓発や相互に交流する機会を充実させることが必要です。また、特別支援教育について知りたい保護者や相談したい保護者のために、情報提供したり相談を受けたりする場として学校の役割を向上させます。

#### ○ 交流及び共同学習、学校における共生社会の更なる理解・啓発

##### (1) 「東久留米市の特別支援教育」リーフレットの作成

障害や発達の特徴のある子供たちの正しい理解と適切な支援のためには、教職員、保護者や地域住民が特別支援教育への理解を深めること、家庭と学校が連携して子供たちの成長に関わり、共に歩むことが大切です。

各小・中学校と家庭や関係機関が連携してより一層の適切な教育を展開することを目的として、特別支援教育に関する家庭や地域への啓発リーフレットを作成・配付します。本市における特別支援教育の取組等について理解を得ることで、家庭や地域と連携した特別支援教育を更に推進していきます。

##### (2) 就学相談対象年齢の児童の保護者を対象とした説明

教育委員会では、児童・生徒の心身の状態や発育等に応じて適切な教育を受けることができるよう、就学相談を行っています。また、本市における就学相談及び特別支援教育について、就学相談対象年齢の児童の保護者を対象として児童発達支援センターわかくさ学園（療育部門）及び日本社会事業大学附属子ども学園（児童発達支援センター）（清瀬市）にて説明を行っています。

丁寧な説明を行うことで保護者の理解を深め、児童・生徒一人一人にとってより適切な教育の場を提供していきます。

##### (3) 各小・中学校におけるインクルーシブ教育に関する取組についての情報発信

特別支援教育は、共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システム構築のために必要なものです。特別支援教育の推進は、子供一人一人の教育的ニーズを把握して適切な指導及び必要な支援を行うこととなるため、障害や発達の特徴のある児童・生徒や学習上又は生活上の困難のある児童・生徒、更には全ての児童・生徒にとっての十分な教育効果が期待できます。

そこで、インクルーシブ教育に関する保護者や地域住民への理解の促進のために、各小・中学校での取り組みについて、各小・中学校の学校ホームページや学校だより等を通して周知を図っていきます。

## ○ 特別支援学級及び東京都立特別支援学校との連携

### (1) 障害者理解教育の推進

共生社会の実現に向けては、全ての教職員及び全ての児童・生徒が障害や発達の特徴及び障害者について理解することが必要です。また、障害や発達の特徴及び障害者について、日常生活や学校生活に結び付けて考えられるようになることが大切です。

そこで、全小・中学校の人権教育年間指導計画において、障害者理解教育を位置付け、学校として一貫した障害者理解教育を推進します。

### (2) 固定学級と通常の学級との交流の活性化

特別支援学級（固定学級）と通常の学級との交流により、特別支援学級（固定学級）の児童・生徒が交流を通じて大きな集団や活動の流れを体験できたり、通常の学級の児童・生徒が特別支援学級（固定学級）の児童・生徒の存在を知るとともに関わり合いをもてたりします。このことを通して特別支援学級（固定学級）の児童・生徒が成長するとともに、通常の学級の児童・生徒の意識が変わり、交流に対する積極的な気持ちが育まれることは大切です。

交流を効果的に進めるためには、教育課程に計画的に位置けるとともに、児童・生徒に交流の場において遊びや交流をさせるだけでなく、事前にその児童・生徒の障害の特徴や個性についての理解、実際の活動内容や役割分担を行っておくことが重要です。

### (3) 東京都立特別支援学校との交流

東京都立特別支援学校との交流では、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が協働して生活していく態度を育むことが大切です。また、交流を通じた相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことや共同学習を通して教科等のねらいを達成させることも大切です。交流を効果的に進めるためには、学校の教育目標にどのように合致するのか、どのような教育的効果があるのかを事前に明らかにして、活動の意義やねらいを学校間で確認・共有しておくことが大切です。

そこで、打合せの時間についても年間計画に位置付けるなどの工夫を行い、学校間の組織的な連携や協力体制を確保して双方の児童・生徒の成長へとつなげるようにしていきます。

## ○ 地域連携及び保護者同士の情報共有の場としての機能の向上

### (1) 学校公開や行事、保護者会の開催方法の工夫

各小・中学校においては、障害や発達の特徴のある児童・生徒に学習及び自立、社会参加等につながる指導・支援を行うだけでなく、保護者同士の情報共有の場としての機能を果たすことも重要です。

そこで、特別支援学級（固定学級、通級指導学級）、特別支援教室の児童・生徒の保護者同士、又は、特別支援学級（固定学級、通級指導学級）、特別支援教室の児童・生徒の保護者と通常の学級の児童・生徒の保護者とが情報共有できる場として、学校公開や行事、保護者会等を活用していきます。

### (2) 保護者・地域の事業所等との連携・協力

各小・中学校が保護者同士の情報共有の場としての機能を果たすためには、学校が独自で取組を工夫するだけでなく、保護者・地域の事業所等と連携・協力することも大切です。

保護者と教職員で組織する社会教育関係団体（いわゆるPTA）や地域の事業所等と地域の実態に応じて連携することで、学校が直接的又は間接的に情報共有の場を提供していきます。

### (3) 医療・福祉等の関係機関との連携

障害や発達の特徴のある児童・生徒に対しては、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、学校を卒業した後まで見据えた長期的な視点で一貫した支援を行うことが重要です。

そこで、各小・中学校では、児童・生徒本人及び保護者の意向や将来の希望等を踏まえ、医療機関における療育事業や福祉機関における児童発達支援事業等においてどのような支援が可能かについて情報提供することで、保護者同士が情報共有できる場を間接的に提供していきます。

## 用語解説

### \*1 インクルーシブ教育システム（2ページ）

「障害者の権利に関する条約第24条によれば『インクルーシブ教育システム』(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が『general education system』(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な『合理的配慮』が提供される等が必要とされている。」

(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 平成24年7月23日初等中等教育分科会」より)

### \*2 校内委員会（6ページ）

校内委員会の構成員は、校長が指名するため学校によって異なりますが、主に、副校長、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等です。

校内委員会は、下記の役割を担います。

- 児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握。
- 教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討。(個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む。)
- 教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価。
- 障害による困難やそれに対する支援内容に関する判断を、専門家チームに求めるかどうかの検討。(障害の有無の判断を校内委員会や教員が行うものではないことに十分留意する必要があります。)
- 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案。
- 教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組み作り。(各学校に在籍する児童等は、特別支援学校と異なり、全ての児童等が障害による学習上又は生活上の困難があるわけではないため、各学校における校内委員会の役割として、障害による困難のある児童等を早期に支援する仕組み(早期に気付くための教員の研修の実施、判断の参考となるツールの活用、保護者からの相談体制(合理的配慮の提供プロセスも含む)、前の在籍校等からの支援の内容の適切な引継ぎ体制等)を作ることが重要です。)
- 必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催。
- その他、特別支援教育の体制整備に必要な役割。

(「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」 平成29年3月 文部科学省より)

\*3 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）（6 ページ）

本人や保護者の希望を踏まえて、教育、保健・医療、福祉等が連携して児童・生徒を支援していく長期計画。本人や保護者に対する支援について必要な情報が記載され、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行っていくための重要な資料となる。都教育委員会では、平成27年度入学生より、従来の「個別の教育支援計画」の書式から新たな「学校生活支援シート」への移行を開始している。

（「これからの個別の教育支援計画」平成26年3月 東京都教育委員会を参考）

\*4 個別指導計画（6 ページ）

学校生活支援シートに示された、「学校での支援」を具体化した指導計画が本「個別指導計画」である。児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定している。

（「これからの個別の教育支援計画」平成26年3月 東京都教育委員会を参考）

\*5 特別支援教育コーディネーター（6 ページ）

特別支援教育コーディネーターは、各学校の校長が指名をします。学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担っています。

令和3年度における東久留米市立小・中学校の指名の状況は、養護教諭が約3割、特別支援教育の教員が約2割、通常の学級の教員が約5割となっており、複数人いる学校もあります。

\*6 構音検査（6 ページ）

構音は、一般に言う発音のことです。構音検査は、構音障害が疑われる児童・生徒の構音の状態等を詳しく検査するためのものです。検査を通して児童・生徒の構音の状態等を把握し、その状態を判断し、指導の方針を導きます。構音の状態を把握する検査は、「単音節構音検査」、「単語構音検査」、「文章構音検査」等で構成されているのが一般的です。

\*7 副籍制度（7 ページ）

「都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学年・学級だよりの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度」

（「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」平成22年11月 東京都教育委員会より）

\*8 東京都公立学校特別支援教室専門員（特別支援教育専門員）（23ページ）

「都内公立小学校・中学校において、特別支援教室の円滑な運営に必要な業務（連絡調整、児童・生徒の行動観察及び指導記録の作成・報告、個別の課題に応じた教材作製等）及び関係事務処理を行う1年間有期雇用の非常勤職員（雇用更新あり）」

（東京都公立学校 特別支援教室専門員について 東京都教育委員会ウェブページより）

\*9 東久留米市小・中学校授業改善研究会（32ページ）

東久留米市立小・中学校授業改善研究会は、本市の全教員が各教科等の部会に所属し、「小学校・中学校における授業研究を中心とした実践的な取組を深め、児童・生徒の学力向上を図るため、教員の授業力を高め、東久留米市の教育の向上を目指す」ことを目的として、研さんを積む組織です。

東久留米市第2次特別支援教育推進計画

発行 令和4年2月

東久留米市教育委員会

〒203-8555 東久留米市本町三丁目3番1号

電話 (042) 470-7781

FAX (042) 470-7811